

除雪作業に ご協力ください



円滑な除雪作業を 行うために

●除雪実施条件

新雪15cm以上の積雪があること

●作業時間帯

5時～18時

※ただし、緊急時においては作業時間に制限を設けません。

●除雪路線

①主要市道やバス路線、国道・県道に通じる市道

②集落間を結ぶ市道

③集落内市道（除雪できる幅員・回転場がある除雪対象路線）

●除雪作業時のお願い

①国道・県道・市道に面する人家の屋根から落下した雪や除雪後の人家の出入り口の雪は、交通に支障のないよう各家庭で処理をお願いします。

②道路上や待避所などに車両などを放置しないでください。やむを得ないで前後することがあります。

③道路標識や待避所などに車両などを放置しないでください。やむを得ないで前後することがあります。

問い合わせ
▼市道の除雪
土木建設課 ☎ 23-3311
▼県道・国道の除雪
広瀬土木事業所 ☎ 32-2031

ず一時的に置く場合は、赤布を縛りつけた竹を立てるなど目印をつけるようお願いします。

※除雪作業中に放置物件に損傷を与える場合、補償はしません。

③民有地の樹木などが路上に倒れ、通行の支障となる場合は、所有者が事前に処理をお願いします。

※通行の支障となる樹木は、県・市がやむを得ず伐採することがあります。

ます。

④除雪作業で碎石などが耕地に入る場合がありますが、この場合の除去補償はしません。

⑤国道・県道・市道の一部に立てるスノーポールや木製ポールを撤去しないでください。

⑥除雪は主要幹線道路を優先して行います。作業の順序は状況によって前後することがあります。

小型除雪機を無料で貸し出します

手押し型の小型除雪機を下記の施設に配置します。

自治会や自主防災組織、ボランティア団体などに無料で貸し出しますのでご利用ください。

機材の燃料費、修理費、維持管理費は市が負担しますが、配置場所からの搬出・搬入は各自

お願いします。軽トラックで搬送する場合は、足下駄（ブリッジ）が必要な施設もあります。

借り受け方法や除雪機の空き状況などは、それぞれの施設へ問い合わせください。

除雪機配置施設	電話番号	除雪機配置施設	電話番号
消防署安来本署	22-0119	布部交流センター	36-0001
消防署広瀬分署	32-2308	比田交流センター	34-0001
消防署伯太分署	37-1026	東比田交流センター	34-0211
安田交流センター	37-0835	山佐交流センター	35-0129
井尻交流センター	37-0836	宇波交流センター	36-0852
赤屋交流センター	38-0145	西谷交流センター	36-0376
		奥田原交流センター	35-0047

問い合わせ 防災課 ☎ 23-3074